

# 横浜市立大学における履修証明プログラムに関する規程

制 定 平成 29 年 12 月 1 日 規程第 47 号  
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日 規程第 38 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 105 条及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 164 条の規定に基づき、横浜市立大学（以下「本学」という。）における、本学又は本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程として編成される履修証明を行うプログラム（以下「履修証明プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (履修証明プログラムの編成等)

第 2 条 履修証明プログラムは、本学の各学部、各研究科、各附置研究所、附属病院その他横浜市立大学学則（平成 17 年規則第 1 号）第 4 条から第 11 条に定める教育研究組織が、単独又は複数の共同により、体系的な知識、技術等の習得を目指す課程として編成するものとする。

2 履修証明プログラムは、本学が開講する講習若しくは授業科目又はこれら的一部により体系的に編成するものとする。

3 履修証明プログラムの修了に要する総時間数は、60 時間以上とする。

## (履修資格等)

第 3 条 履修証明プログラムを履修することができる者の資格及び選考基準等は、履修証明プログラムの内容に応じて、履修証明プログラムを編成する組織（以下、「編成組織」という。）が定めるものとする。

## (履修証明プログラムの編成の届出及び公表)

第 4 条 編成組織は、当該組織の教授会等の議を経て、当該履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、受講料その他学長が必要と認める事項について、学長に届出を行い、承認を受けなければならない。

2 編成組織の長は、第 1 項に掲げる事項を公表するものとする。

3 編成組織の長は、履修証明プログラムの内容等に変更が生じた場合は、前 2 項の規定を準用する。

## (履修申請及び許可)

第 5 条 履修証明プログラムの履修を希望する者は、所定の期日までに、別に定めるところにより学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、編成組織の教授会等の議を経て、履修証明プログラムの履修を許可する。

## (受講料)

第 6 条 前条に規定する履修の許可を受けたものは、所定の期日までに、履修証明プログラムの受講料を納入しなければならない。

2 履修証明プログラムの受講料の額は、その内容に応じて別に定めるものとし、第

4条第1項の手続により決定するものとする。

- 3 既納の受講料は、返納しない。  
(教材費等)

第7条 履修者は、前条の受講料のほか、必要に応じて教材費その他の受講に必要な費用を負担するものとする。

(履修の証明)

第8条 学長は、履修証明プログラムの修了要件を満たした者に対し、編成組織の教授会等の審議を経て、その意見を聴いたうえで修了を認定する。

- 2 学長は、前項の規定により修了を認定した者に対し、履修証明書（別紙様式1）を交付する。

(施設の利用)

第9条 履修証明プログラムの履修生には、学術情報センターその他必要な施設の利用を認めることができる。

(許可の取消し)

第10条 履修証明プログラムの履修生が大学の秩序を乱したときは、教授会等の審議を経て、学長がその意見を聴いたうえで、履修の許可を取り消すことができる。

(実施体制の整備)

第11条 学長は、履修証明プログラムの履修の編成及び実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

## 附 則（令和5年規程第38号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式1（第8条関係）

( 様式 1 )

第 号

履修証明書

氏名

年 月 日 生

学校教育法第105条の規定に基づき、所定の下記プログラムを修めたことを証明する。

記

プログラムの名称

プログラムの概要

プログラムの修了時間数

年 月 日

横浜市立大学

学長 氏名 印